

していたんきにゆうしょじぎょうしょーとすてい 指定短期入所事業(ショートステイ)

じゅうようじこうせつめいしょ 重要事項説明書

とうじぎょうしょ おおさかふ してい う
当事業所は大阪府の指定を受けています。

おおさかふしてい だい
(大阪府指定 第2716600065号)

ほんじゅうようじこうせつめいしょ とうじぎょうしょ さーび すりようけいやく ていけつ きぼう ほう たい
本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、
しゃかいふくしほうだい じょう もと とうしせつ がいよう ていきょう さーび す ないよう けいやくじょう
社会福祉法第76条に基づき、当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上
ごちゅうい せつめい
ご注意ください。説明するものです。

ほんじぎょうしょ りようしゃ たい しょう しゃ そうごう しえんほう もと たんき にゆうしょ
※本事業所では、利用者に対して障がい者総合支援法に基づく短期入所
さーび す ていきょう とうさーび す りよう げんそく しょう しゃ そうごう しえんほう
サービスを提供します。当サービスの利用は、原則として障がい者総合支援法
しょうがいふく にんてい う かた たいしょう
における障害区分の認定を受けた方が対象となります。

じぎょうしゃ 1. 事業者

- | | |
|-----------|---|
| (1) 法人名 | しゃかいふくしほうじん おおさかふしゃかいふくしじぎょうだん
社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団 |
| (2) 法人所在地 | おおさかふみのおしはくしまさんちようめ5ばん50ごう
大阪府箕面市白島三丁目5番50号 |
| (3) 電話番号 | 06-6763-3366 |
| (4) 代表者氏名 | りじちよう たかぎ てつお
理事長 高木 哲夫 |
| (5) 設立年月 | しょうわ ねん がつ にち
昭和46年3月25日 |

じぎょうしょ がいよう 2. 事業所の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 事業所の種類 | していしょう しゃ たんきにゆうしょじぎょうしょ
指定障がい者短期入所事業所
平成18年10月1日 おおさかふ だいごう
大阪府 第2716600065号 |
| (2) 事業所の目的 | りようしゃ いしおよ じんかく そんちよう りようしゃ たちば てきせつ
利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場にたった適切な
たんきにゆうしょ ていきょう かくほ もくてき
短期入所サービスの提供を確保することを目的とする。 |
| (3) 事業所の名称 | とくべつようごろうじんほーむ みはらそう
特別養護老人ホーム 美原荘 |
| (4) 事業所の所在地 | おおさかふさかいしみはらくひらお
大阪府堺市美原区平尾595-1 |

- (5) 電話番号 072-362-3491
- (6) 事業所長（管理者）氏名 荘長 辻宅 一博
- (7) 当事業所の運営方針 利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に
 応じて必要な介護を適切に行うものとする。
- (8) 開設年月 平成15年10月1日
- (9) 利用定員 20人
- (10) 事業所が併設している施設

指定介護老人福祉施設

平成17年2月1日 大阪府第2770107304号

指定短期入所生活介護

平成17年2月1日 大阪府第2770107304号

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 実施地域 堺市全域
- (2) 営業日 年中無休 ※但し、送迎サービスは不可のときあり
- (3) 受付時間 月～金（祝日を除く） 9：00～17：45

※但し、緊急の場合は上記に限りません。

4. 居室等の概要

当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。居室の設定につきましては、利用者の

心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合があります。

居室・設備の種類	室数	備考
4人部屋	20室	
3人部屋	12室	
個室	24室	
静養室	2室	

しよくどう 食堂	しつ 5室	
よくしつ 浴室	しつ 3室	きかいたよく・こたく・いっばんよく 機械浴・個浴・一般浴
しんりようじよ 診療所	しつ 1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設及び指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負担いただく費用はありません。

☆ 居室の変更：利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、利用者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

5. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生省令第37号）第121条第2項により、特別養護老人ホーム美原荘の定員120名に、短期入所生活介護事業の利用定員20名を加え、利用者140名に対する職員配置です）

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	43名	46名
3. 看護職員	5名	
4. 生活相談員	2名	2名
5. 機能訓練指導員	2名	2名
6. 介護支援専門員	8名	2名
7. 医師	必要数	必要数
8. 栄養士	1名	1名

※常勤換算：職員それぞれ一週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例：週40時間)で除した数です。
 (例) 週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、
 1名(8時間×5名÷40時間=1名)となります。

おも しょくしゆ きんむたいせい
 <主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 管理者	9:15~18:00
2. 医師	毎週月・火・木・金曜日 10:00~12:00
3. 介護職員	早朝 5:00~9:00 日中 9:00~17:45 夜間 18:45~5:00
4. 看護職員	9:00~17:45
5. 機能訓練指導員	9:00~17:45

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| <p>(1) 障がい者総合支援法に基づく介護給付費の対象となるサービス</p> <p>(2) 利用料金の全額を利用者に負担いただくサービス(介護給付費の対象外サービス)</p> |
|--|

があります。

(1) 介護給付費の対象となるサービスの利用者負担額(契約書第6条参照)

以下のサービスの利用に対しては、食費を除き、サービス利用料金のうち9割が介護給付費の給付対象となります。事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は利用者負担分としてサービス料金の1割を事業者にお支払いいただきます。(定率負担)

○介護給付費の対象となるサービスの概要

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス担当者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

① 日常生活の支援

i 食事

・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間) 朝食 7:45~9:15 昼食 12:00~13:30
夕食 18:00~19:30

ii 入浴

・入浴又は清拭は、最低週2回行います。利用者の身体の状態と希望等を伺った上、できる限り自立して清潔保持が可能となるようめざし、入浴が困難な場合には清拭をおこなうなど適切な方法で実施します。

iii 排泄

・利用者の心身の能力を最大限活用し、排泄の自立に向けた支援を行います。

② 送迎サービス

・利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。

・送迎実施地域 堺市全域

③ 医療及び健康管理

i 医療

利用者主治医の指示により健康管理を行います。施設での医療行為については利用者の状態など確認の上判断させていただきます。

ii 服薬の管理

必要に応じて看護職員により管理させていただきます。

④ 社会的活動の支援

にちじょうせいかつしどう
i 日常生活指導

ちいき じりつ しゃかい せいかつ おく きのう いし など めざ しどう おこな
地域において自立した社会生活を送るための機能維持等を目指した指導を行います。

よ か かつどう
ii 余暇活動

しせつ ぎょうじ くらぶ かつどう こべつ えんけいかく ちと さーびす ていきょう
施設での行事やクラブ活動など、個別支援計画に基づきサービスを提供いたします。

た しゃかい かつどう
iii その他の社会活動

じりつ しえん きほん たしゃかい かつどう えんじょ ひつよう おう おこな
自立支援を基本にその他社会活動への援助を必要に応じて行います。

そうだんえんじょ
⑤ 相談援助

ひつよう おう こべつ そうだんえんじょ おこな
必要に応じて個別に相談援助を行います。

かいごきゅうふひ たいしょうがい さーびす
(2) 介護給付費の対象外のサービス

かき さーびす かいごきゅうふひ たいしょう さーびす ていきょう
下記のサービスについては、介護給付費の対象とならないため、サービスの提供を
きぼう ばあい べっし きさい したが さーびす ていきょう しょてい りょうきん しはらい
ご希望される場合には、別紙の記載に従いサービスを提供し、所定の料金をお支払い
いただきます。

とくべつ さーびす ていきょう ともな ひよう
① 特別なサービスの提供 とこれに伴う費用

かいごきゅうふひ しきゅう にちじょうせいかつじょう しょひよう
② 介護給付費から支給されない日常生活上の諸費用

た
③ その他

さーびす りよう じっぴふたながく けいやくしょだい6じょうさんしょう
(3) サービス利用にかかる実費負担額（契約書第6条参照）

さーびす ていきょう よう かき ひよう かいごきゅうふひしきゅう たいしょう じっぴ
サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費
をいただきます。

しょくじだい
① 食事代

けいやくしゃ ていきょう しょくじ ざいりょうひ ちようりなど ひよう
・ご契約者に提供 する食事の材料費および調理等にかかる費用です。

ちようしょく えん ちゅうしょく えん ゆうしょく えん
朝食：240円 昼食：570円 夕食：530円

ていしょとくしゃ ばあい しょくひとうじっぴ ふたん けいげん そち
低所得者の場合、食費等実費負担軽減の措置があります。

とうじぎょうしょ かんり えいようし た こんだてひよう えいよう りようしゃ しんたい
・当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養ならびに利用者 の身体

じょうきょう きぼう しこう こうりよ しょくじ ていきょう
の状況および希望や嗜好を考慮した食事を提供します。

② 創作活動・レクリエーション活動等にかかる材料費などの実費

・その都度、その内容を説明いたします。

③ 理美容代：600円

④ テレビ使用電気料金（1日あたり）：10円

⑤ その他必要な費用

- ショートステイでお過ごしいただく上でご利用者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いたします。

〈サービス利用料金（一日あたり）〉

下記の料金表によって、ご契約者の障がい程度区分に応じたサービスの利用料金から介護給付費の給付額を除いた金額（利用者負担）と食事の提供等にかかる費用の合計額をお支払いいただきます。

H27.5.1 改訂

1. 障がい程度区分とサービス利用料金	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2・1
2. 福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ（1×5.0%）	472円	401円	331円	298円	260円
3. 小計（1+2）	9,927円	8,435円	6,966円	6,265円	5,475円
4. うち介護給付費が給付される金額	8,934円	7,591円	6,269円	5,638円	4,927円
5. サービス利用にかかる自己負担額（3-4）	993円	844円	697円	627円	548円
6. 食事代	1,340円 (朝食240円、昼食570円、夕食530円)				
7. ご負担額合計（5+6）	2,333円	2,184円	2,037円	1,967円	1,888円

※ 送迎を希望される方につきましては、別途送迎加算として1回197円の自己負担が必要となります。

※介護給付費の自己負担額上限につきましては、「受給者証」の記載内容に準じます。

〔食費等実費負担の軽減について〕

○低所得者（生活保護・低所得1・低所得2）の場合、食事提供体制加算が算定されるため、利用者負担は、6頁に記載する1日あたりの食事代から721円を引いた額と食事提供加算（一日につき68単位の一割（72円））負担していただきます。

〔償還 払いについて〕

○事業者が介護給付費の代理受領を行わない場合は、市町村が定める介護給付費基準額の全額を一旦お支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供 証明書」を交付します。（「サービス提供 証明書」と「領収書」を添えて堺市に申請すると介護給付費が支給されます。）

7. 利用者負担額および実費負担額のお支払い方法（契約書第6条参照）

前述(1)、(2)の料金・費用は、ご利用期間分の合計金額を1か月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月22日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア、窓口での現金払い

平日の午前9時15分～午後6時の間で対応いたします。

イ、金融機関口座からの自動引落とし

8. 利用の中止、変更、追加

①利用予定日の前に、利用者の都合により、サービスの利用を中止または変更もしくは新しいサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業者にお申し出ください。

②利用の中止につきまして、利用予定日の前日までにお申し出のない場合は、取り消し料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

りようよていびぜんぜんじつ　　もう　　で　　ばあい 利用予定日の前日までに申し出があった場合	む　りよう 無　料
りよう　よていび　　ぜんじつ　　もう　　で　　ばあい 利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	りようしゃ　ふたん　そうとうがく 利用者負担相当額

③市町村が決定した「支給量」及び当該サービスの利用状況によっては、サービスを追加することもできます。

④サービス利用の変更・追加は、その日の利用状況により利用者が希望する日及び時間にサービスの提供ができないことがあります。その場合は、他の利用可能日を利用者に提供するほか、他事業所を紹介するなど必要な調整をいたします。

9. 実費負担額の変更

実費負担額を変更する場合は、原則としてその2ヶ月前までにご説明します。

10. サービスの利用に関する留意事項

①サービス内容の変更

サービス利用当日に、ご利用者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施が出来ない場合には、ご利用者の同意を得て、サービス内容の変更を行います。その場合、事業所は、変更したサービスの内容と時間に応じたサービス利用料金を請求します。

②受給者証の確認（契約書第3条 参照）

「住所」及び「利用者負担等に関する事項」、「支給決定内容」、「障がい程度区分」など「受給者証」記載内容の変更があった場合はできるだけ速やかに本事業所従事者にお知らせください。

また本事業所より「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いいたします。

1 1. サービス実施の記録について

① サービス実施記録の確認

本事業所では、サービス提供ごとに、実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にもその内容のご確認を頂きます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。なお、ショートステイ計画及びサービス提供ごとの記録は、サービス完結から5年間保存します。

② ご利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条 参照）

本事業所では、関係法令に基づいて、ご利用者の記録や情報を適切に管理し、ご利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際しての必要な複写料などの諸費用は、ご利用者の負担となります。）

1 2. 緊急時における対応

ご利用者が当施設を利用中に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、ご家族等の連絡先にもご連絡いたします。なお、ご家族の連絡先に変更が生じた場合は、速やかに当施設までご連絡下さい。

主治医	利用者の主治医		
	所属医療機関名称		
	所属地及び電話番号		
家族等	緊急連絡先の家族等		
	住所及び電話番号		
市町村			

医療を必要とする場合は、利用者の希望により下記の協力医療機関において診察や入院治療を受けることができます。ただし、下記医療機関での優先的な診察・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものではありません。

① 協力医療機関

医療機関の名称	辻もとびょういん 辻本病院
所在地	おおさかさやましけのほら 大阪狭山市池之原2-1128-2
電話番号	072-366-5131
診療科	ないか げ か けいせいげ か せんか 内科・外科・形成外科・X線科

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	きたのだしか きたのだ歯科
所在地	さかいしひがしくきたのだ 堺市東区北野田514-2
電話番号	072-239-0008

13. 事故発生時の対応

事故発生時には速やかに事故にあった利用者の家族、市町村に対して連絡を行う等の必要な措置を講じ、賠償すべき事故が発生したときには、損害賠償を速やかに行います。

14. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷行為等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して合意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限り、
- (2) 非代替性・・・身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することが出来ない場合に限り、
- (3) 一時性・・・利用者本人または、他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

15. 個人情報 の保護

本事業所は、業務上知りえた利用者及びその家族の個人情報については、個人情報 の保護に関する法律、その他関係法令等を遵守し、適切に取り扱います。

16. 虐待防止について

本事業所では、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修などを通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- (2) 個別援助計画の作成等適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者や支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

17. 苦情の受付について

① 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

副施設長 八木 透

受付時間 毎週月曜日 ～ 金曜日 9:15 ～ 18:00

○苦情解決責任者

庄長 辻宅 一博

※ また、意見箱を各階に設置していますので、どうぞご利用ください。

苦情処理につきましては、受付後事実確認を行いながら適切に処理を行い、また解決結果につきましては、ご報告させていただきます。

② だいさんしゃいいん
第三者委員

ほんじぎょうしょ ちいき す い か かた だいさんしゃいいん せんにん ちいきじゅうみん たちば
本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場

ほんじぎょうしょ たい いけんなど りょうしゃ
から本事業所のサービスに対するご意見等をいただいております。利用者は、

ほんじぎょうしょ くじょう いけん だいさんしゃいいん そうだん
本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することができます。

だいさんしゃいいん
〈第三者委員〉

なまえ 名前	れんらくさき 連絡先
にし の たかし さま 西野 隆 様	072-361-4282
なかじま けいこ さま 中嶋 啓子 様	072-363-1424
くま の たか さま 隈野 孝 様	072-361-0519
やまぐち やすのぶ 山口 安信 様	072-361-0609

③ ぎょうせい きかん た くじょう うけつけ きかん
行政機関その他苦情受付機関

さかいしけんこうふくしきょく 堺市健康福祉局 ふくしすいしんぶ 福祉推進部 しょう ぶくしか 障がい福祉課	しょうざいち おおさかふさかいしさいくみなみかわらまち 所在地 大阪府堺市堺区南瓦町3-1 でんわばんごう 電話番号 072-228-7818 うけつけじかん げつからきんようび 受付時間 月～金曜日 9:00～17:15
おおさかふ 大阪府 しょう ほけんふくししつ 障がい保健福祉室 ちいきせいかつしえんか 地域生活支援課 ちいき しえん 地域サービス支援 グループ	しょうざいち おおさかしちゅうおうく おおてまえ ちょうめ 所在地 大阪市中央区大手前2丁目 でんわばんごう 電話番号 06-6944-2367 うけつけじかん げつからきんようび 受付時間 月～金曜日 9:00～17:00
おおさかふ 大阪府 しゃかいふくしきょうぎかい 社会福祉協議会 うんえいてきせいかいじんかい (運営適正化委員会)	しょうざいち おおさかふおおさかしちゅうおうくなかでら 所在地 大阪府大阪市中央区中寺1-1-54 でんわばんごう 電話番号 06-6191-3130 FAX 06-6191-5660 うけつけじかん げつからきんようび 受付時間 月～金曜日 9:00～17:00

へいせい ねん つき ひ
平成 年 月 日

たんきにゅうしょ ていきょう かいし さい ほんしよめん もと じゅうようじこう せつめい
短期入所サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

じぎょうしよめい とくへつようごろうじん みはらそう
事業所名 特別養護老人ホーム美原荘

せつめいしゃしよくめい しめい いん
説明者職名 _____ 氏名 _____ 印

わたし ほんしよめん もと じぎょうしゃ じゅうようじこう せつめい う たんきにゅうしょ さーびす ていきょう
私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、短期入所サービスの提供
の説明を受けました。

りようしゃ じゅう しょ
利用者 住所 _____
しめい いん
氏名 _____ 印

だいひつしゃ じゅう しょ
代筆者 住所 _____
しめい いん
氏名 _____ 印

ぞくがら
続柄 ()

じゅうようじこうせつめいしよ ごうせいろうどうしようれいだい ごう へいせい ねん がつ にち だい じょう
※この重要事項説明書は、厚生労働省令第78号（平成14年6月13日）第80条によ
り準用される同省令第8条に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明の
ために作成したものです。